

海外経済要録

米州諸国

◇米国、金利平衡税の対日適用免除を廃止

ニクソン大統領は、2月2日、日本の発行する国債、政府保証債、社債に対して行なってきた金利平衡税の適用免除を廃止する大統領命令に署名した。

日本は、1965年4月(社債は67年11月)以来年間1億ドルの限度で適用が免除されてきたが、従来この枠を消化するに至らず、昨年9月に日本から免除の廃止を申し入れていた。

なお、すでに発行済みの債券については従来どおりの扱いとされている。

◇米国、財務省証券の最低発行金額を引き上げ

米国財務省は2月25日、財務省証券(TB)の最低発行金額を従来の1千ドルから10千ドルへ引き上げ、3月2日の入札から実施する旨発表した。

本措置は、TBレートの上昇に伴い、最近個人投資家が住宅金融機関等から預金を引き出してTBを購入する動きが顕著になり、発行単位の小口化に伴い発行費用が増高していることにかんがみ、かたがた住宅金融への配慮も含めて実施したものとされている。

◇米国連邦準備制度理事会、定期預金の一部につき預金金利最高限度を引き上げ

米国連邦準備制度理事会は3月3日、複数満期定期預金の一部について預金金利最高限度を引き上げ、1月21日にさかのぼって実施する旨発表した。

これは1月20日に発表された措置(2月号「要録」参照)を補完するもので、従来、期間90日以上の複数満期定期預金は一率5%となっていたのを、1年以上~2年未満5.5%、2年以上5.75%としたものである。

なお、これに伴い連邦預金保険会社も、同日連邦準備制度非加盟付保険の商業銀行ならびに連邦預金保険制度加盟の相互貯蓄銀行などに対し同様の措置を探った。

欧州諸国

◇E E C 蔽相会議、通貨経済統合問題を検討

1. 2月23、24日の両日パリで開催されたE E C蔽相会議において、E E Cの通貨経済統合問題が検討され、次

のような合意が成立した。

(1) E E Cの通貨経済統合案作成のために特別委員会(Commission ad hoc)を設立する。本委員会はE E Cの通貨、中期経済政策、予算、景気、中央銀行総裁会議の各議長およびルクセンブルグE E C委員会代表から構成される。

(2) 上記委員会は今後3ヶ月間に通貨経済統合に関する各種の提案等を検討、夏前に閣僚理事会に具体案を提出する。

2. なお現地報道等によれば、E E C委員会案の概要は次のとおりである。

(1) 第1段階を1970~71年とし、さきに決定をみた短期資金援助制度(2月号「国別動向」参照)のほか、懸案の各国中期経済政策の目標設定、中期信用供与制度の実現を図る。また、現在付加価値税制を実施していない国も、これを導入する。

(2) 第2段階は1972~75年とする。この間、各国間の経済政策協調を強化するとともに、域内各國における為替変動幅の縮小、付加価値税等各種租税の税率の統一を図る。

(3) 第3段階は76年以降78年までとするが、場合によっては80年までに延長できる。この期間には租税体系の完全統一化、単一金融・資本市場の創設(*la création d'un marché financier unifié*)を図ることとし、こうした趣旨に沿って、域内各國における平価の固定化、中央銀行総裁審議会の創設(*créer un conseil des Gouverneurs des Banques Centrales*)、欧州準備基金の設置を実施に移す。

◇英蘭銀行の運営改善に関する McKinsey 報告

英蘭銀行では、同行の運営改善を図る趣旨から、昨年2月以来米国の経営コンサルタントMcKinsey社に依頼して同行内部体制の再検討を進めていたが、2月2日概要次のような新聞発表を行なった。

(1) 英蘭銀行の組織運営等に関する調査は、このほど第1段階が完了したが、調査を依頼したMcKinsey社の報告によれば、改善を要する主要点は次のとおりである。

イ. 英蘭銀行内に総裁を議長とする政策審議のための委員会(internal policy committee)を設置する。本委員会は、長期的観点から政策問題の検討を重点的に行なうとともに、必要な調査研究の推進を図るものである。

ロ. 預算制度、コスト管理体制の改善を図る。
ハ. コンピューター開発、事務処理方法の研究、事務量調査、職務評価等を一括して担当する独立部局を

- 新設する。
- ニ. 職員の育成計画、管理者訓練、人事考課に関する運営改善を図る。
- (2) これら諸提案のうち、現行部局組織の基本的な変更を伴うのは、上記ハ.のみであるが、組織上の改善や責任体系の再検討に関して多くの提案が示唆されている。提言のなかには、労働力の節約が期待できると思われるものもあるが、現在の人員の大幅かつ急速な削減をもたらすようなものはない模様である。
- (3) 英蘭銀行は本調査報告を十分検討した結果、提言の多くを受け入れることとし、目下 Mckinsey 社と提言の具体化措置を検討中である。
- (注) 英蘭銀行の政策決定機構としては、現在すでに常任委員会(Treasury Committee)とは別に Informal Working Arrangements として正副総裁、3人の常勤理事、総裁顧問、主要部局長3名からなるグループがあつて、主要政策決定にあたって審議を行なう体制となっている。
- ◇英國、物価所得白書と産業労働力委員会創設案を発表
- 英国政府は1968年物価所得法(43年5月号「要録」参照)の期限切れ(69年末)に伴い、「1970年以降の生産性、物価および所得政策(Productivity, Prices and Incomes Policy after 1969)」と題する白書を発表した。続いて1月下旬には新たに「産業労働力委員会(Commission for Industry and Manpower)」を創設して、物価所得政策および産業政策の一元的運営を行なうことを骨子とする新しい法律の制定を、労働組合、産業界等関係者に提案した。
- 白書および新委員会創設案の主要点は次のとおり。
- (1) 物価所得白書(1969年12月11日発表)
- イ. 政策目標
- (イ) 賃上げと労働生産性向上との関係について、確固たるかつ継続的な原則を打ち立てる。
 - (ロ) 賃金交渉や紛争処理の方法を改善する。
 - (ハ) 紛争の発生を防ぎ、労使の摩擦を減らすような賃金構造を作り上げる。
- (2) 低賃金労働者の再組織、男女同一賃金の実現等により低賃金層を解消する。
- (ヘ) あらゆる分野で生産性向上を図る。
 - (ヘ) 大企業の市場支配力を抑制する。
- ロ. 政策運営方法
- (イ) 賃金、物価の引上げは事前に政府に通告させる。政府に事前通告請求権および通告後最長4か月の実行延期権限を与えた66年物価所得法第2部を復活させる(注)。
- (注) 本件に関する法案は昨年末議会を通過、ただし後記の新法が制定されれば、実行延期を求める権限は消滅する。
- (ロ) 賃上げについては、実収賃金ベースで年率2.5~4.5%の範囲内(企業ないし産業により生産性向上等に相違があるため単一のガイドラインを避ける)とする。ただし、政府が以下の諸点等を総合的に勘案して必要と認めた場合は例外とする。
- ① 生産性向上部分の所得分配に関する労使契約
 - ② 賃金構造の合理化
 - ③ 低賃金ないしは男女格差の是正(75年までに男女同一賃金を達成するため法的措置を予定)
- (ハ) 物価、手数料の引上げは、主として①賃金、原材料、資本各コストの上昇を安易に価格引上げで吸収していないか、②コスト節減の余地が残されていないか、といった観点から審議する(引上げ限度のガイドラインは示されていない)。
- (セ) 企業配当に関し68年以降導入された、引上げ限度年率3.5%(配当額ベース)のガイドラインは廃止するが、政府は必要と認めれば個々の配当引上げ案件につき通告を求める権限(66年物価所得法第2部による)を保有する。
- (ホ) 賃上げ等審議のための独立の機関として、現在の「物価所得委員会」および「独占委員会」に代えて、新たに両者の機能をあわせ有する「産業労働力委員会」を創設する(2)参照)。
- (2) 産業労働力委員会創設案(1月22日発表)
- 政府は新委員会を設立し、同時に現存の物価所得政策および産業(独占・合併)政策に関するすべての法律に代え、所要の修正を行なった新しい法律を制定することを内容とする「産業労働力委員会」創設案を提案した。
- 提案理由について政府は、今後の所得政策、産業政策の一元的運営を図るために説明しているが、一般的には現行政策に比べ、賃金契約に関する政府の介入が大幅に後退する一方、重点が少数大企業による市場支配力の排除に向かっていることが特徴と受け取られている。
- イ. 産業労働力委員会への諮問事項
- (イ) 物価所得政策
- 政府は、価格・賃金の引上げが基本政策に反する疑いがある、もしくは他に重大な影響を及ぼすと判断した場合は委員会に諮問する。対象には大企業、公営企業等のほか、賃金評議会(Wages Councils)等による賃上げ提案や複数企業間の賃金契約も含まれる。
- (ロ) 合併
- 65年の独占・合併法(Monopolies and Merg-

ers Act)と同様に、資産5百万ポンド以上の企業の合併は委員会への諮問対象となる。なお、合併については新たに事後審査の考え方を導入する。

(イ) 民間大企業

資本10百万ポンド以上の企業、もしくは特定の財・サービスの分野で国内市場の3分の1以上の供給ないし購買シェアを有する企業については、原則として企業活動全般が同委員会に対する諮問対象となる。もっとも当面の運営としては、不適な価格や賃金引上げ、カルテル等による競争阻害、市場支配力の行使などが諮問対象となる。

(ロ) 公営企業、公共部門

委員会は公営企業や公共部門の価格、手数料、賃金等について諮問を受け、時には一般的な経営の効率性について調査を付託されることがある。また軍のように賃金契約機関を持たない組織や国会議員、高級官僚等の俸給についても、政府の要請に応じて勧告することがある。

(ハ) 一般的諮問

委員会は産業、貿易等経済一般に関する問題として、商慣習、賃金構造等についても調査、勧告を行なう。

ロ. 産業労働力委員会の組織と運営

(イ) 組 織

委員会は委員長(常勤)および20名の委員によって構成され、必要な事務局を持つ。

(ロ) 運 営

委員会に対する諮問は各省大臣が行なう。委員会は、諮問の内容に応じて必要な情報収集の権利が与えられるが、不必要的情報公開は避けねばならない。

ハ. 政府の権限

(イ) 通 告 制 度

政府は、物価・賃金引上げ等の事前通告請求権を引き続き与えられる。しかし、通告制度は政府権限の行使によらず自主的に運営されることが望ましい。

(ロ) 諮問期間中の差止め権限

現在政府に与えられている賃上げ等実行延期請求権は、新委員会発足後は消滅する。ただし、合併についてのみは従来どおり委員会の結論が出るまで実行を差し止める権限が与えられる。

(ハ) 委員会報告の取扱い

政府は、委員会が諮問された案件につき公共の福祉に反する旨の答申を行なった場合には、次の

措置を探ることができる。

- ① 協定等(ただし、賃金契約を除く)につき非法宣言を行ない、あるいはその実行中止を要求する。
- ② 大企業の取引条件、財・サービスの供給抑制等につき、非法宣言を行なう。
- ③ 価格等の差別取扱い(discrimination in prices)を中止させる。
- ④ 財・サービスの価格を統制する。
- ⑤ 事業や資産の買取りを禁止ないし制限する。
- ⑥ 事業の分割ないし部分的譲渡を要求する。

◇英國政府、EEC白書を発表

英國政府は2月10日、「英國と欧州共同体—経済的評価(Britain and the European Communities: an Economic Assessment)」と題する白書を発表した。英國のEEC加盟に関する白書はすでに67年5月、第2回目のEEC加盟申請(初回は61年8月)を行なった際発表されているが、今回の白書はその後の情勢変化、とりわけ昨年12月、EEC首脳会談で加盟交渉の開始に関し積極的な態度が打ち出されたこと(1月号「要録」)をふまえ、あらためて加盟に伴う経済的影響という側面を取り上げたものとされている。

本白書は、加盟による農産物価格や国際収支等への影響について、多くの仮定を設けて量的な推計を試みており、加盟に伴い国際収支上ある程度の負担を負うことになる点を認めつつも、英國とEEC諸国との協力により平和と繁栄への新たな貢献が期待されると述べ、加盟交渉を進めるよう主張している。

白書によるとEEC加盟の経済的評価は次のとおり。

(1) EEC農業政策の採用に伴う影響

英國が加盟交渉の過程でどこまでEECの譲歩を得られるか、EECの農業政策自体どのように変化していくかといった点が不明であるが、現行EEC農業政策を採用することを前提に、移行への過渡期間(70~75年と仮定)中の得失を試算すれば以下のとおり。

イ、農産物輸入 年率で85百万ポンド減(価格上昇による国内消費減ないし同生産増を考慮)~255百万ポンド増

ロ、食料品小売物価の上昇は最大限18~26%(過渡期間中)、これに対応する生計費の上昇は4~5%(同)

ハ、EEC予算への年間分担金 150~670百万ポンド

ニ、EEC予算からの年間払戻し金 50~100百万ポンド

(2) 産業・貿易面の影響

イ、短期的効果 (impact effects) としては関税の変更^(注)と食料品価格上昇による賃金上昇に伴う国際競争力の減退が考えられるが、1970年代初めにはこの二つの要因による貿易収支(農産物を除く)の悪化は年率125～275百万ポンドに達するとみられる。

(注) EEC域内関税ゼロを享受しうる反面、英連邦およびEFTAの特恵関係の減退が予想されるため、短期的には国際収支マイナス要因とみられる。

ロ、長期的効果 (dynamic effects) としては、規模が大きくかつ成長力に富む市場への加盟に伴う利益があげられる。これは、①市場の拡大に伴う合理化、大規模投資、生産技術の急速な進歩の機会の増大、②市場内での競争激化に伴う効率向上および単位コスト引下げへの圧力の上昇、③ EECの拡大に伴う域内貿易の急速な成長の可能性、が需給両面に与える影響によってもたらされるものであるが、その効果を量的に推計することは困難である。

(3) EEC加盟により長期資本収支面での負担 (EEC向け直接投資、貸付等) の増加が予想されるが、その大きさは年によって異なる。また貿易外収支面は加盟の結果改善が予想されるが、これも量的にはあくは困難である。

(4) 以上を通じて加盟に伴う国際収支面での負担を推計すると年率100～1,100百万ポンドの範囲と考えられるが、あまりに幅が大きいため、判断の基礎にはならない。しかし、実際問題としては、① EEC予算に対する分担金の上限(年間670百万ポンド)が多めに見込まれていること、② 上記推計に算入されていない産業・貿易面での長期的効果がかなり期待できること、③ 長期的にみれば関税変更が有利に展開する可能性があること、などの要因を勘案のうえ、加盟に伴う国際収支への影響を検討すべきであろう。

◇ロンドン手形交換所加盟銀行等、真正利益を初公表

ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行(以下加盟銀行という)は2月20日、1969年決算報告の発表に際し、かねての方針どおりはじめて準備金繰入れ等実施前の真正利益(true profits)を公表した。

英国の銀行および割引商社は1948年会社法によって、収益、内部留保等の経理内容公開義務を免れているが、こうした銀行等に対する特別扱いは、従来しばしば問題視され、たとえば67年、物価所得委員会は「銀行手数料(Bank Charges)」に関する報告で、銀行の競争を促進する一助として経理内容公開の早期実現が望ましい旨勧告した(42年7月号「要録」)。このような論議を背景に、1967年会社法は、商務省に対し公開義務免除を廃止する

権限を付与したが、今回の公開は、商務省による権限行使を待たずに、加盟銀行の自主的決定によってなされたものである(本件に関する加盟銀行の方針は、昨年9月の貸出金利改訂の際に発表済み、44年10月号「要録」)。

なお、ロンドン証券取引所の仲買人(jobber)は、20日午後5時に予定されていた本件公開に伴う市場の混乱を避けるため、当日の銀行株取引を午後3時30分^(注)以後は行なわない旨申し合せた。

(注) これは official close であり、通常は later dealing が行なわれる。

主要銀行のおもな公表計数(1969年)

(単位・百万ポンド)

	準備金繰入れ等実施前の真正利益 (税引前)	既往内部留保の株主勘定への振替	配当率 (年%)
バークレイズ(Barclays)	64.9	137	15
ロイズ(Lloyds)	44.5	98	12.5
ミッドランド(Midland)	36.4	60	15
ナショナル・ウェストミンスター(National Westminster)	63.7	118	14.5
ナショナル・アンド・コマーシャル(National and Commercial)	18.4	35	15.5

◇西ドイツ、本年度連邦予算案および中期財政計画案を閣議決定

西ドイツ政府は1月23日、1970年度(1～12月)連邦予算案および中期財政計画案^(注1)(1969～73年)を閣議決定した^(注2)。その要点次のとおり。

(1) 1970年度連邦予算案

イ、歳出総額は914億マルク(昨年実績比12.1%増)であるが、景気過熱抑制のため27億マルク分の支出を当分の間繰り延べる。繰延べ分を除いた支出の伸びは昨年実績比8.8%増と本年のGDP名目成長率見通し(9.0～10.0%)以下にとどまる。内訳をみると、教育、科学関係の増加率の高いのが目だつか、農林関係がマルク切上げに伴う農民への所得補償等から大幅増となっている(いずれも前年比4割増)。

ロ、歳入面では、本年7月1日以降勤労所得控除を倍額に引き上げ年間480マルクとする^(注3)ことを前提として、経常収入総額を888億マルクと見込んでいる(昨年比12.9%増)。

ハ、この結果、当初予算では27億マルクの赤字予算となるが、前述の支出繰延べ分が明年以降に繰り延べられれば、本年度の収支は均衡することとなる。

(2) 中期財政計画

計画期間(1969~73年)を通じて、支出面では社会資本の充実に努める一方、収入面では国民所得に占める租税の割合を上昇させないことを原則とする。この結果、財政赤字は71年42億マルク、72年57億マルク、73年82億マルクと逐年増加することになり、前回計画(68~72年)が計画期間中の財政赤字をほぼ横ばいとみていたのに比べ、対照的である。

(注1) 「経済安定・成長促進法」第9条により、連邦政府が予算の前提として毎年策定することを義務づけられているもの。

(注2) 西ドイツの財政年度は暦年であり、予算案および中期財政計画案の閣議決定は、通常の場合前年の9月前後に実行されるが、本年度については、総選挙の関係で遅れていた。

(注3) 当初本年1月から実施予定のところ、景気情勢との関連で7月以降に延期された(2月号「要録」参照)。

1970年度の西ドイツ連邦予算案

(単位・億マルク)

		1970 年度	1969 年度	伸び率 (%)
歳 入	租 税 手 数 料 そ の 他	845	744	13.6
		43	42	1.0
歳 出 (官 庁 別 内 訳)	計	888	786	12.9
	国 防 省	204	184	10.3
	労 働 省	188	173	8.7
	運 輸 省	101	87	16.2
	農 林 省	78	55	41.4
	厚 生 省	35	31	12.8
	教育・科学省	30	21	41.4
その他とも計		914	808 (815)	13.1 (12.1)
財政取支じり (借入金および公債発行)		27	22	—

(注) 1969年度は補正後予算。ただしカッコ内は実績見込み。

資料: Bulletin, 1970年1月27日号。

西ドイツの中期財政計画案(1969~73年)

		1969年	1970年	1971年	1972年	1973年
歳 入	総 額 (億マルク)	786 (788)	888 (832)	937 (874)	981 (918)	1,032 —
	前年比 (%)	10.9 (11.3)	12.9 (5.5)	5.5 (5.0)	4.7 (5.0)	5.2 —
歳 出	総 額 (億マルク)	808 (824)	914 (868)	979 (912)	1,038 (959)	1,114 —
	前年比 (%)	7.0 (5.4)	13.1 (5.4)	7.1 (5.1)	6.0 (5.0)	7.3 —
財政赤字 (億マルク)		22 (36)	27 (36)	42 (38)	57 (41)	82 —

(注) 1. 1969年は補正後予算。

2. カッコ内は前回計画(1968~72年)。

資料: Bulletin, 1970年1月27日号。

◇西ドイツ、一流債のクーポン・レートを7.5%に引上げ

西ドイツの振替中央金庫—自治体銀行(Deutsche Girozentrale-Deutsche Kommunalbank)および復興金融公庫(KfW)は2月中それぞれクーポン・レート7.5%の金融債を発行した。

西ドイツの一流債クーポン・レートは、金融ひっ迫による債券市場の軟化を映して昨秋0.5%引き上げられ7.0%になっていたが、今回さらに0.5%引き上げられ、十数年ぶりの高水準を示現した。

なお、マルク建外債は昨年末のアルゼンチン国債(クーポン・レート8%)以降発行されていない。

今回発行の振替中央金庫—自治体銀行債の発行条件は次のとおり。

期 間	15年
表面金利	7.5%
発行価額	99.0
応募者利回り	7.80%

◇フランス、市中貸出規制権限をフランス銀行に付与

1. フランス政府は2月5日付政令により、これまで国家信用理事会、フランス銀行、大蔵大臣等により実施されてきた金融機関貸出の規制(42年10月号「欧米諸国の市中貸出規制」参照)につき、その権限を今後フランス銀行に付与する旨、公示した。同政令の概要次のとおり。

第1条 政府が決定した経済政策を実施するため、フランス銀行は第2条に掲げた金融機関につき、その信用供与の増加率を規制することができる。また、同行はこの規制をこえた金融機関に対して、規制超過額の一定割合を無利息で同行へ預託するよう義務づけることができる。

第2条 この政令による規制の対象となる金融機関は次のとおりである。

(1) 1941年6月13日法の第9条、第15条にいう登録銀行(banques inscrites)(注1)。

(2) 同法第1条ないし第3条に掲げられた金融機関(établissements financiers)(注2)。

(3) 特別法による金融機関(établissements de crédit à status légal spécial)(注3)、ただし第3条参照。

第3条 農業金庫に対する規制については、フランス銀行は農業中央金庫(Caisse nationale de Crédit Agricole)に協議した後、大蔵大臣および農業大臣の同意(accord)を得て実施する。

第4条 特別法による金融機関の監督権限を有する中央機関(organisme central)が存在する場合は、フランス銀行はそのグループ全体についての決定を行ない、

個々の金融機関に対する規制の適用は当該中央機関によって行なわれる。なお、同機関は、フランス銀行との間で規制の適用に関し必要な情報を交換する。

第5条 この政令による規制の対象となる金融機関は、監督当局に提出する報告とは別に、第1条の執行に必要なすべての情報をフランス銀行の要求に基づき同行に提出する。

第6条 この政令の定めに反して違反した場合は、あらかじめ設けられた規則(réglementation)に従って処罰される。

(注1) 預金銀行、事業銀行、中・長期信用銀行の3者ならびにフランスまたはアルジェリアに店舗を有する外国銀行。

(注2) 不動産金融機関、自動車等の割賦金融機関等。

(注3) 庶民銀行、農業信用金庫、相互信用金庫、信用協同組合、漁業協同組合、フランス貿易銀行、海外領信用会社等。

2. 本政令のねらいは、従来必要に応じ国家信用理事会等からの個々の通じにより実施されていた貸出規制を法制化し、ほとんど全金融機関に対する貸出規制の権限をフランス銀行に対し一元的に与えた点にあるといわれている。今次措置により、①これまで市中貸出規制について、実施は国家信用理事会の決定、罰則はフランス銀行再割引枠の削減等といった不統一が是正されたこと、②罰則として再割引枠の削減より広範かつ弾力的に運用できる無利息特別預託金制度が導入されたこと、③対象が準備預金制度よりも広く、ほとんどの金融機関が含まれること、などが注目されている。

3. なお、現行の貸出規制との関連については、法的にはそれぞれ独立したものであり、現行の貸出規制は6月末まで続けられるが、新制度の発動の時期、具体的運用方法等はフランス銀行総裁の決定に委ねられることとなっている。

◇イタリア、資本流出抑制措置を実施

1. イタリアの金融、為替当局は、頃來の資本の大幅流出傾向が政情不安とユーロ金利高などから、更年後も依然として衰えをみせていないのにかんがみ、次のような資本流出抑制策を探ることを決定し、2月16日から実施した。

(1) 輸出代金の回収については、従来、貨物の輸入地到着後最長1年までの猶予期間を認めていたが、これを120日に短縮する。

(2) 輸入代金の前払いについては、従来、輸入前最長1年まで認められていたが、これを30日に短縮する。

(3) 銀行券による資本流出を監査するため、外国銀行により取得されたリラ銀行券をイタリア銀行本支店に送付させる(従来は直接イタリア市中銀行に送付されて

いた)。

2. 今回の措置について、一般には、輸出代金の回収は現在3~4か月のものがほとんどであることなどからみて、主として心理的効果をねらった予防的措置と受け取る向きが多い。もっとも、銀行券についてはイタリア銀行経由を義務づけたことにより、高額銀行券(5万、10万リラ)の不法持出しを抑制するうえでかなりの効果をあげることが期待されている。

◇スイス、景気抑制策を発表

スイス政府は2月5日、下記のような景気抑制策を発表した。ただし、このうち輸出預託金制度については立法措置を必要とするが、議会審議が難航していると伝えられる。

- (1) 農産物を除く全輸出につき輸出業者からインボイス価格の5%相当額を中央銀行に預託させる。預託金は無利息とし、おそらくとも7年以内に一括もしくは分割して返還するが、返還の時期、分割の度合いなどは景気の状況等に応じ政府が定めることとする。本措置は最長3年間の时限措置とし、本年4月1日から実施する。
- (2) 1971年および72年に予定されていたケネディ・ランドに基づく関税引下げを本年3月1日に繰り上げて実施する。
- (3) 輸出危険保証制度の保証率を5~15%引き下げる。
- (4) 賦払い信用の頭金率を従来の30%から35%に引き上げ、賦払い期間も2年から1年半に短縮する。ただし、家具については頭金率を従来の20%から25%に引き上げ、賦払い期間を3年から2年半に短縮する。

- (5) 政府の建設計画を一部繰り延べ、その伸び率をGDP成長率並みに抑える。
- (6) 公務員の新規採用を、当分の間、計画の半分の人数に抑える。

同国では、マルク切上げによりインフレ傾向が拍車される懸念が強まったため、2月1日、市中貸出規制を強化したが、今次措置は政府からも施策を打ち出し、総合的かつ強力にインフレに対処したものと説明されている(2月号「要録」参照)。

なお、今次措置なかんずく輸出預託金制度構想について、為替市場筋では、「スイスの輸出インフレが予想外に深刻であり、スイス・フラン切上げもありうるのではないか」との感触を受け取られ、一時スイス・フランに投機的な買いがはいったといわれている。

ア フ ジ ア 諸 国

◇イスラエル、輸入保証金制度を新設

イスラエル政府は1月12日、新たに輸入保証金制度を導入、関税率30%以上の全商品輸入に対して、あらかじめ輸入額の50%を保証金として中央銀行に預託することを義務づけたこととした。同保証金は、6ヶ月の凍結期間を経たのち年率6%の金利を付して還付される。

同国は中東紛争の長期化に伴い、財政支出の膨張が目だちはじめ、物価の高騰、国際収支の悪化を招いている。この結果、1969年中の外貨準備高は251百万ドルの大幅減少(年末残高412百万ドル)を余儀なくされた。このため政府は、開発予算の前年比15%削減、消費税の引上げ措置などとともに、一連の国際収支対策の一環として今回の措置を講じたものである。

◇フィリピン、支払準備率を引き上げ

フィリピン中央銀行は、1月28日、支払準備率を2月16日および3月2日の2回に分けて各1%ずつ一律に引き上げることとした(カッコ内は改訂前)。

商業銀行の当座・貯蓄・定期預金	18% (16%)
貯蓄銀行、開発銀行の貯蓄・定期預金	8% (6%)
農村銀行の当座預金	12% (10%)
〃 貯蓄預金	10% (8%)
〃 定期預金	8% (6%)

本措置は、同国の外貨危機に対処するための安定化計画の一環として採られたもので、とくに昨年来の大統領選挙にからむ財政支出の著増から生じた過剰流動性の吸収を主眼としたものである。

◇フィリピン、為替相場制度を変更

フィリピン当局は、2月21日、同国の為替相場制度を次のとおり変更した。

- (1) 変動為替相場制度を下記(2)を除くすべての外国為替取引に適用し、中央銀行は相場の過度の変動を防止する必要がある場合を除き市場に介入しない。
- (2) ただし、主要輸出品である木材、砂糖、コブラ、銅の4品目については、外貨受取り額の80%を1米ドル当たり3.9ペソの現行レートをもって中央銀行に集中させる一方、残余の20%は自由為替市場相場をもって外国為替公認銀行に売却することを義務づける。

なお、変動為替相場制度の採用に伴い次のような貿易為替制度の自由化措置が講じられた。

- (1) 輸入面では現行のL/C開設枠の規制および輸入保

証金制度を廃止する。

- (2) 経常取引の支払いのうち中央銀行が許可を留保していたものの実行を認める。
- (3) 海外旅行者の外貨持出しならびに海外送金に対する制限措置を本年末までに撤廃する。
- (4) 経常取引の支払いに対する規制措置ないしは輸入割当制度は新たに実施しない。

同国は昨年来、経済開発計画の推進に伴う輸入の急増、生産減による一次産品輸出の不振、貿易外収支の悪化などから深刻な外貨危機に直面し、平価切下げのルーマーが流布されるなどその成り行きが注目されていたが、今回IMFの勧奨の下、変動為替相場の採用に踏み切るとともに、貿易為替制度の漸進的自由化を実行したものである。

なお、2月24日における為替相場(Philippine National Bankの対顧客電信相場)は、1ドル当たり、売5.645ペソ、買5.533ペソとなっている。

◇日ソ貿易交渉の妥結

本年の日ソ貿易交渉は、1月8日から東京で行なわれていたが、2月3日、輸出入品目、数量、金額等について合意に達し、議定書の調印をみた。これによると、わが国の対ソ輸出は、機械・設備(各種機械製造設備、化学プラント等)、鉄鋼製品(圧延鋼材、鋼管、亜鉛鉄板等)、消費財(繊維・皮革製品)等を中心にして370百万ドル(前年実績比39.6%増)が予定されている。一方、輸入は、木材および石炭が若干増加したものの、銑鉄、くず鉄、原綿等の減少が響き、総額350百万ドル(前年実績比7.9%減)にとどまり、その結果、差し引き20百万ドルの出超(前年実績115百万ドルの入超)が見込まれている。

日ソ貿易の推移(単位・百万ドル)

	日本側輸出			日本側輸入		
	為替FOBベース		通関実績	為替FOBベース		通関実績
	長期協定	年次協定	実績(FOB)	長期協定	年次協定	(C.I.F.)
1961年	85	59	65	75	98	145
63%	136	122	158	115	116	162
65%	189	180	168	169	162	240
66%	201	209	214	191	212	300
67%	209	249	196	158	196	238
68%	225	322	220	179	201	305
69%	238	356	265	269	205	347
70%	240	370			209	350
1966～70年	1,112				1,002	

(注) 為替FOBベースの1969年輸出入実績は一部推定を含む。
資料: 通商産業省資料。